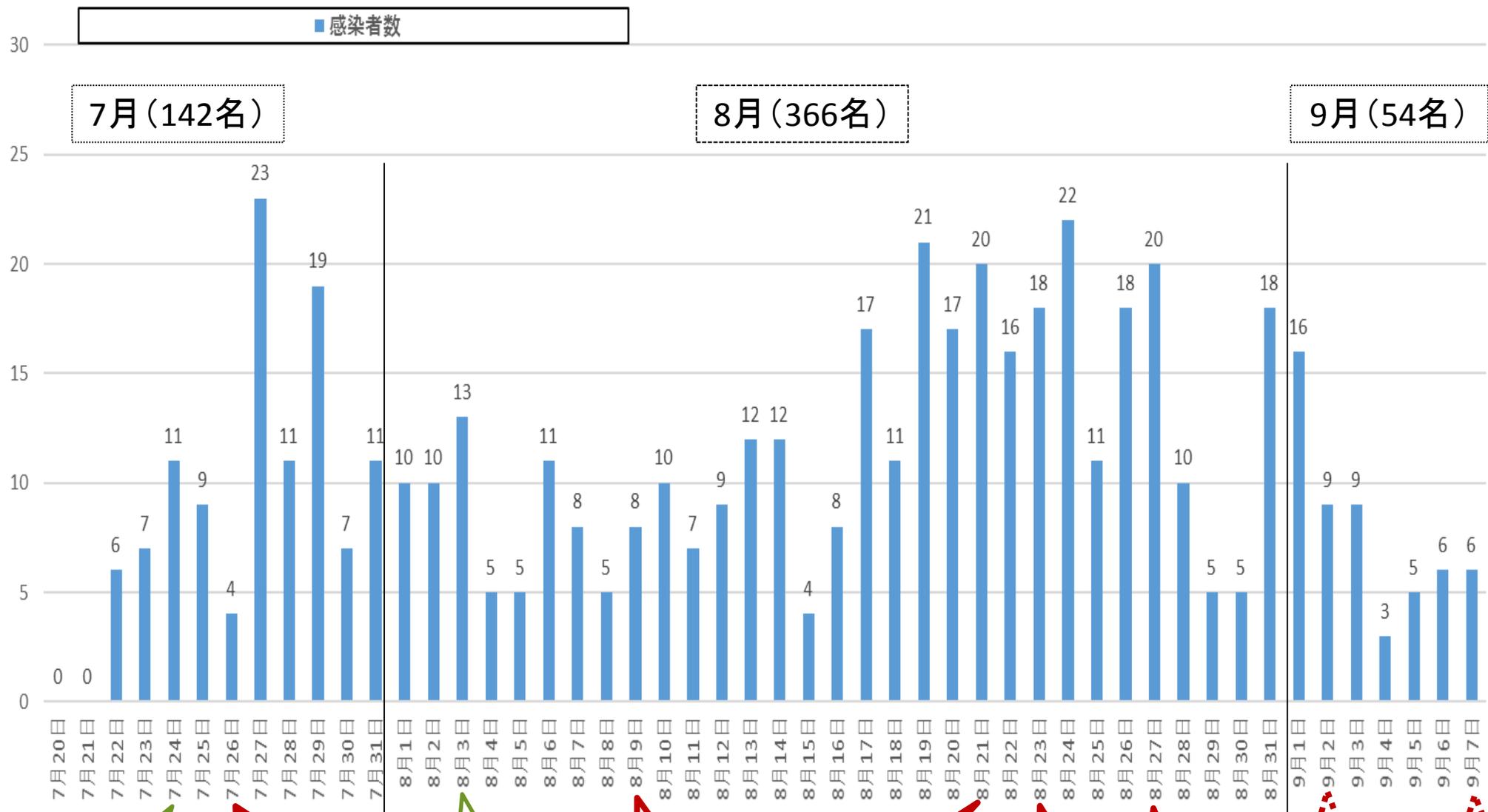


第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
【デジタル開催】

日 時 令和3年9月10日（金）

- 1 本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況等
- 2 福島県まん延防止等重点措置等について
- 3 福島市における当面の対応
【再掲】まん延防止等重点措置に係る対応事項
- 4 その他
【参考】市施設の状況（8.26-9.30）

福島市新規感染者数の推移



接待飲食店
クラスター

居酒屋
クラスター
(L452R)

遊技場
クラスター

高校部活動
クラスター

酒場
クラスター

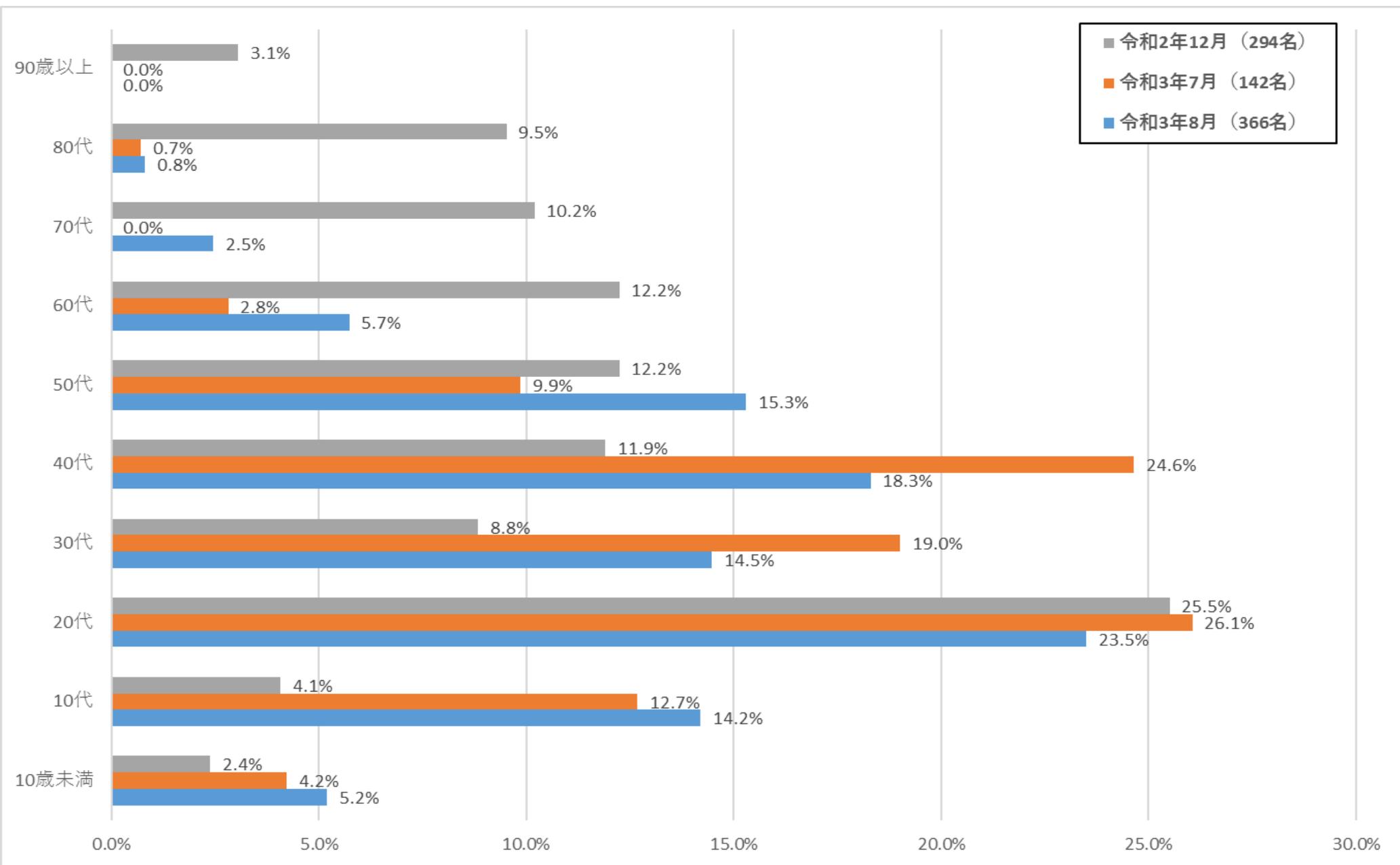
職場
クラスター

事業所
クラスター

事業所兼宿舎
クラスター

学習塾
クラスター

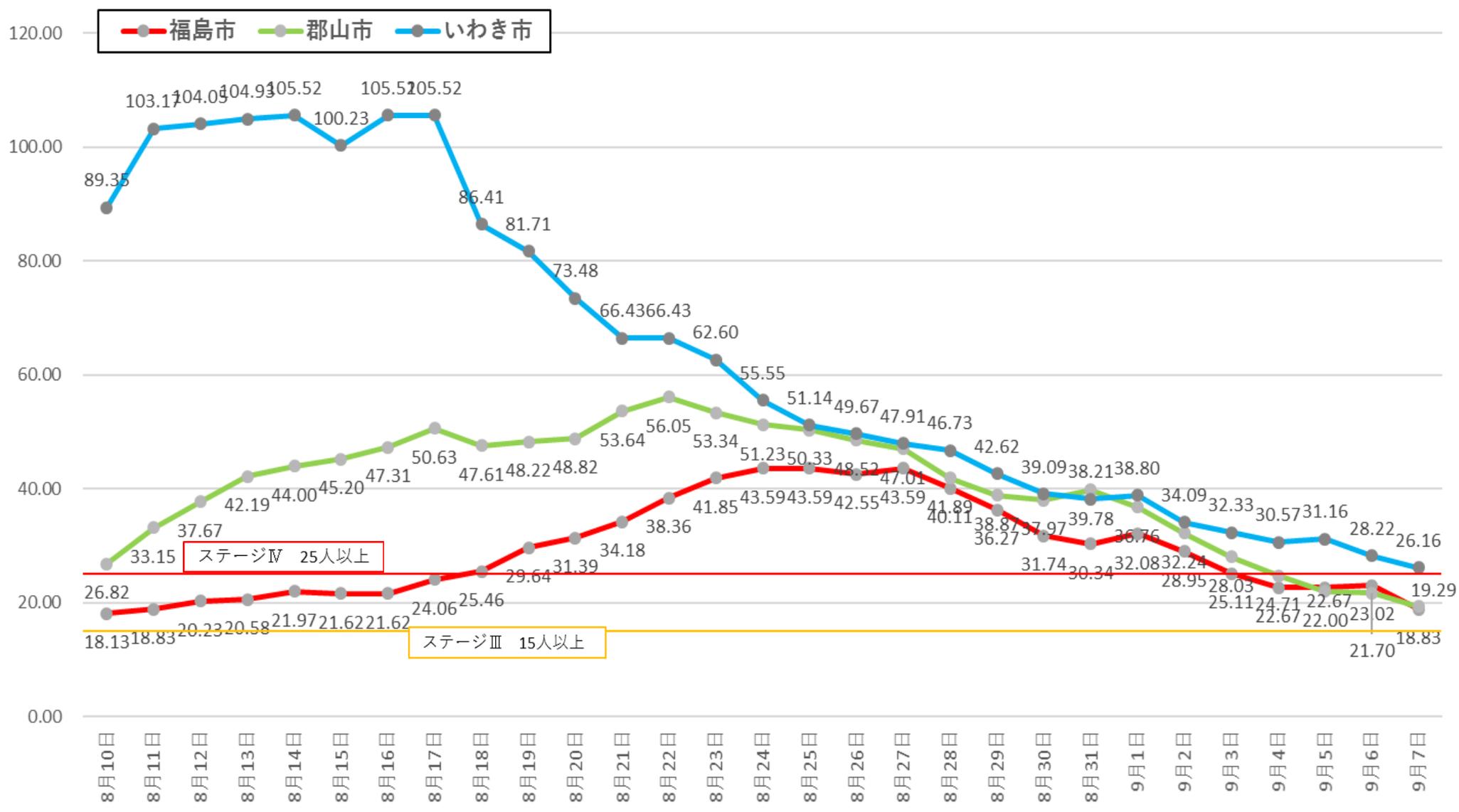
福島市内における新型コロナウイルス発生状況の期間別比較(月別)



福島市の感染状況

令和3年9月8日発表まで

1週間あたりの感染者数（10万人対）



※郡山市・いわき市共に独自算出

医療提供体制の状況等

		医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況	
		病床の逼迫具合			療養者数		PCR陽性率	新規報告数
		入院医療		重症用病床				
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率				
ステージ指標	ステージⅢ	20%以上	40%以下	20%以上	20人/10万人以上	5%以上	15人/10万人/週以上	50%以上
	ステージⅣ	50%以上	25%以下 入院者数 療養者数	50%以上	30人/10万人以上	10%以上	25人/10万人/週以上	50%以上

県	9月6日 現在 (県HPより)	45.7%	57.7%	28.6%	27.30人	3.0%	18.53人	31.9%
		<u>291床</u> 637床	<u>291人</u> 504人	<u>14床</u> 49床	504人	<u>342件</u> 11,460件	342人	<u>109人</u> 342人

福島市	8月31日 現在	75.0%	82.1%	50.0%	29.30人 84人	3.1%	30.34人	29.9%
		<u>69床</u> 92床	<u>69人</u> 84人	<u>5床</u> 10床	入院 69 宿泊療養 15	<u>87件</u> 2,784件	87人	<u>26人</u> 87人
	9月7日 現在	54.3%	73.5%	40.0%	23.72人 68人	1.8%	18.83人	20.4%
		<u>50床</u> 92床	<u>50人</u> 68人	<u>4床</u> 10床	入院 50 宿泊療養 18	<u>54件</u> 3,027件	54人	<u>11人</u> 54人

福 島 県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

延長

(令和3年8月8日～9月30日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月 8日(日) ~9月30日(木)	令和3年 8月23日(月) ~9月30日(木)	令和3年 8月26日(木) ~9月30日(木)	令和3年8月 8日(日) ~9月30日(木)
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年9月9日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (重点区域) ・ その他の 地域	<p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出は自粛してください。・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・3つの密を徹底的に避けてください。・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>

飲食店等の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市 郡山市 福島市</p> <p>(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)</p>	<p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。</p> <p>○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。</p> <p>○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)</p> </div> <p>◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/</p>
<p>その他の地域</p> <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>	<p>○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時～午後7時)</p> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)</p> </div>
<p>全地域</p>	<p>上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。</p> <p>■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)</p>

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市 郡山市 福島市</p> <p>(特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)</p>	<p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。</p> <p>・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など</p> <p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対象】 詳細は次ページのとおり</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)</p> </div> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。 ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。 ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。 ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。 ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等
イベント関連施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置 発出中

期間：令和3年9月30日まで -自分自身と大切な人の命を守るために-

新型コロナウイルスの
変異株が猛威を
ふるっています!!



不要不急の外出は自粛してください!



屋外のレジャーでも
感染リスクがあります。

特に、営業時間短縮の要請に
応じていない飲食店の利用を
厳しく控えてください。

**テレワーク・Web
会議**を活用してください!



体調が悪い人がいたら、
すぐに**受診**できる**職場
環境づくり**を!



旅行や**帰省**は原則
中止・延期してください!



飲食は**少人数**、
短時間、**いつも一緒**
にいる人と!



医療機関に早めの相談・受診をお願いします! **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747**

1. 基本的な対応方針

- ① 感染力の強いデルタ株等による感染拡大が続く中、9月30日までの期間、まん延防止等重点措置の適用に基づく感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 今後の感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、円滑なワクチン接種を推進する。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 福島県まん延防止等重点措置適用に基づく感染拡大防止対策

本市では、まん延防止等重点措置適用の9月30日までの期間、市民の皆さまに不要不急の外出自粛等を要請するとともに、全ての飲食店等には営業時間の短縮、酒類提供・カラオケ設備利用の終日自粛を、一定規模を超える飲食店以外の施設には入場者の制限等を要請し、感染拡大防止対策を強化していきます。

市民の皆さまには、まん延防止等重点措置の期間中は、特にお願いしたいことを徹底していただくよう働きかけていきます。

【市民の皆さまへ特にお願したいこと】

- ① 不要不急の外出は自粛してください。
- ② 旅行・帰省等、特に県境を越えるものについては原則中止してください。
- ③ いつもの人以外との会食は、屋外も含めて控えてください。
- ④ マスクは、不織布等効果の高いものをしっかりと着用し、マスクを外しての会話は避けてください。
- ⑤ 手指消毒、混雑した場・換気の悪い場の回避などを改めて徹底してください。

3. 福島県まん延防止等重点措置適用に基づく事業者の皆さまへの要請

(1) 飲食店等への呼びかけ

- ① 飲食店営業許可を受けた全店舗の営業時間の短縮（午前5時～午後8時）
- ② 酒類の提供自粛（終日）
- ③ カラオケ設備の利用自粛（終日）※飲食を主な業としている店舗
- ④ 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

(2) 飲食店等への支援

- ① 営業時間短縮に対する協力金（1日当たり3万円～売上に応じて）
- ② 上記（1）により影響を受ける中小法人等への一時金支給

(3) 飲食店以外（延床面積1,000㎡超の施設）への呼びかけ

- ① 入場者数の制限等に係る感染防止対策の徹底
※出入口の制限、整理券の配布、混雑状況の情報発信
- ② 営業時間の短縮（～午後8時）
※イベント開催（～午後9時）

③ 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

【対象施設】 ●特定大規模施設

（映画館、商業施設、遊技場、屋内運動施設、カラオケボックス等）

●イベント関連施設

（劇場等、屋外運動施設、遊技場等）

（４）飲食店以外（延床面積 1,000 m²超の施設）への支援

① 営業時間短縮に対する協力金

4. すべての事業者の感染防止対策

（１）事業者の感染防止対策の強化

① 職場内での感染防止対策の徹底

② ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人々との接触機会の低減

③ 出張や会議等を減らすなど、できる限りの外出機会の低減

（２）相談・PCR 検査等の強化

① 接待を伴う飲食店従業員を対象とした相談・PCR 検査の継続実施

② 接待を伴う飲食店を利用した方への相談等の呼びかけ

5. 市有施設の利用及びイベント等の取扱い

市有施設の利用について、まん延防止等重点措置適用期間（8月26日～9月30日）は一部利用制限を実施します。

また、イベントにおける人数制限等については、現在の国・県の基準と同様の基準で、適切に対応することを基本とします。

（１）市有施設の利用制限等

・新規受付停止、既受付分は自粛要請（午後8時以降）

・入館者の制限、滞在時間の制限及び利用時間は午後8時まで

（２）イベント等の取扱い（9月30日まで）

業種別ガイドラインの遵守を前提に、必要な感染防止策を徹底した上で、以下の要件に従った開催をお願いします。

大声での歓声・声援がないことを前提に開催するものは（クラシック音楽コンサート、演劇等）、収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方上限とします。

大声での歓声・声援等が想定されるものは（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）、収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方上限とします。

【イベント開催時の必要な感染防止策】

① マスク常時着用の担保

② 大声を出さないことの担保

③ 手洗、消毒、換気

④ 密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）

⑤ 身体的距離の確保

- ⑥ 飲食の制限
- ⑦ 参加者の制限（有症状者の入場防止）
- ⑧ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨ 演者の行動管理（有症状者は出演・練習を控える）
- ⑩ イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）
- ⑪ ガイドライン遵守の旨の公表

6. 施設等での感染防止対策の徹底

（1）高齢者施設等での対策徹底

- ① 感染防止対策の再確認を要請
- ② 高齢者・障がい者(児)施設職員対象の検査相談 など

（2）小・中・高等学校

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応“レベル3”の継続

- ① 身体的距離の確保（可能な限り2m（最低1m））
- ② 分散登校及びオンライン授業の活用
- ③ 感染防止効果の高い不織布マスク着用の習慣づけ
- ④ 感染リスクの高い教科活動の停止
- ⑤ 部活動は、個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定

（3）大学・専門学校

感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起の徹底を要請

7. 相談・検査等体制の強化

（1）市民への呼びかけの強化

- ・デルタ株等による感染急拡大の中、感染の不安のある方、体調に異変のある方に、相談・検査・受診を強く呼びかける。
- ・県外に移動した方・帰省者等と接触した方に相談・検査を強く呼びかける。

（2）検査の積極的実施

- ・接触のある方や相談等にいられた方に対し、幅広く検査を実施し、早期発見に努める。
- ・デルタ株のモニタリングを積極的に実施する。

8. 新型コロナワクチン接種の推進

（1）今後の接種スケジュール

- ① 予約枠開放 9月24日（金）午後5時 約7,000人分

（2）その他政策的集団接種の実施及び検討

- ① 事業所連携型集団接種
- ② 障がい者通所施設利用者の集団接種
- ③ 基礎疾患のある方の集団接種
- ④ 妊婦及びそのパートナーの集団接種

⑤ 高校3年生などの若年層の集団接種

(3) 県との連携による集団接種の実施

① アストラゼネカ製・モデルナ製ワクチンを活用した市民及び福島県民の集団接種

9. 市の新型コロナウイルス支援策

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

(2) 生活困窮者自立支援金

新型コロナの影響の長期化により、生活困窮が続く世帯の自立を支援するため、生活困窮者自立支援金を支給します（申請期限8月末を11月末まで延長）

(3) 赤ちゃんエールクーポン

今年度出産又は出産予定の妊産婦に「赤ちゃんエールクーポン」として「ふくしま市民生活エールクーポン」を贈呈します。

(4) 地域公共交通支援事業

市民の日常生活の維持と利用者の3密回避のため、平常の運行本数の維持に努めている地域の公共交通事業者に対し、運行費用の一部を支援します。

【再掲】まん延防止等重点措置に係る想定される対応事項

2021/9/10 危機管理室

1. 飲食店への呼びかけ

- (1) 飲食店営業許可を受けた全店舗の営業時間の短縮（午前5時～午後8時）
- (2) 酒類の提供自粛（終日）
- (3) カラオケ設備の利用自粛（終日） ※飲食を主な業としている店舗
- (4) 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

2. 上記1に対する協力金支給（1日当たり3万円～ 売上に応じて）

3. 上記1により影響を受ける中小法人等への一時金支給

4. 飲食店以外（延床面積1,000㎡超の施設）への呼びかけ

- (1) 入場者数の制限等に係る感染防止対策の徹底
※出入口の制限、整理券の配布、混雑状況の情報発信
- (2) 営業時間の短縮（～午後8時）
※イベント開催（～午後9時）
- (3) 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

【対象施設】●特定大規模施設

- ・映画館
- ・商業施設（ショッピングセンター・ホームセンター）
- ・遊技場（パチンコ店・ゲームセンター）
- ・屋内運動施設（スポーツクラブ・ボウリング場）
- ・カラオケボックス

●イベント関連施設

- ・劇場等（劇場・集会場・ホテル）
- ・屋外運動施設（野球場・ゴルフ場・ゴルフ練習場等）
- ・遊技場（遊園地）
- ・その他（記念館）

5. 上記4に対する協力金支給（（1日当たり）1,000㎡当たり20万円×時短割合）

6. 市民への呼びかけ

- (1) 夜8時以降、飲食店への出入り自粛
- (2) 混雑した場所への外出自粛
- (3) 感染リスクの高い行動を控える
- (4) 基本的な感染防止対策の徹底

7. 公共施設の利用制限

- (1) 貸館・貸室、体育館等の公共施設について、利用制限の検討

8. 学校における対応

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応“レベル3”への引き上げ

- (1) 身体的距離の確保（可能な限り2 m（最低1 m））
- (2) 感染リスクの高い教科活動の停止
- (3) 部活動は、個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定

施設の状況(令和3月8月26日～9月30日)

公園・スポーツ施設

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
福島トヨタクラウンアリーナ (トレーニング室以外)	一部利用制限あり	ワクチン接種会場により一部利用停止 新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	福島市スポーツ振興公社 (福島トヨタクラウンアリーナ 内) 539-5500
福島トヨタクラウンアリーナ (トレーニング室)	一部利用制限あり	入室者制限あり 利用は20時まで	
十六沼公園屋根付運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
NCVふくしまアリーナ (福島市体育館・武道場)	全館利用停止	ワクチン接種会場	
十六沼公園体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降) 個人利用は入場者制限あり	
東部体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
南体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
西部体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
湯野地区体育館	休館中 *運動場は一部利用制限あり	地震の影響により休館中 運動場は新規受付停止(9月30日まで)	
松川地区体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
清沢地区体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
飯野地区体育館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
飯坂武道場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
信夫ヶ丘競技場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
信夫ヶ丘球場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
飯野野球場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
弓道場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
十六沼公園 (テニスコート・スポーツ広場)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降) 個人利用は入場者制限あり	
十六沼公園サッカー場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	
相撲場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
庭球場(森合)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降) 個人利用は入場者制限あり	
NCVふくしまパークゴルフ場	一部利用制限あり	入場者制限あり	
須川運動公園	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
長老橋運動公園	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
松川運動公園	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	

施設の状況(令和3年8月26日～9月30日)

公園・スポーツ施設

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
信夫ヶ丘総合運動公園(緑地公園)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	福島市スポーツ振興公社 (福島トヨタクラウンアリーナ内) 539-5500
中央市民プール	今年度営業終了		
森合市民プール	今年度営業終了		
飯坂野球場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
蓬萊中央公園 (野球場・自由広場・テニスコート)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
十六沼公園スケートボードパーク	一部利用制限あり	入場者制限あり	
荒川運動公園	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
森合運動公園多目的広場	一部利用制限あり	入場者制限あり	
野田地区運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	スポーツ振興課 525-3786
下川崎地区運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
上鳥渡地区運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
平野地区運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
飯野地区運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
庭坂簡易運動場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	
クレー射撃場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	クレー射撃場 546-5590
千貫森庭球場	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	千貫森庭球場 562-2002
十六沼公園 (びよんびよんドーム)	一部利用制限あり	利用人数制限(30人程度)	公園緑地課 525-3765
ふくしま児童公園SFCももりんパーク (児童公園)	一部利用制限あり	入場者制限あり 消毒時、遊具休止時間あり	ふくしま児童公園SFCももりんパーク 572-3575
さんどパーク	一部利用制限あり	入場者制限あり	さんどパーク 080-2844-5039
家族旅行村	一部利用制限あり		観光交流推進室 572-5717

福祉・高齢者施設

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
老人福祉センター	一部利用制限あり	入館者制限あり(当面の間)	老人福祉センター-545-4511 長寿福祉課 525-7656
ヘルシーランド福島	一部利用制限あり	入館者制限あり	ヘルシーランド福島 536-5600 http://www.f-shinkoukousha.or.jp/h-land/index.html
福島市身体障がい者福祉センター 「腰の浜会館」	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	腰の浜会館 533-5261 http://www.f-shishakyo.or.jp/publics/index/97
わたりふれあいセンター	一部利用制限あり	入館者制限あり(当面の間)	わたりふれあいセンター 522-2563 長寿福祉課 525-7656
敬老センター	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	長寿福祉課 525-7656
飯野地域福祉センター	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 入館者制限あり(当面の間)	飯野地域福祉センター 562-3946 長寿福祉課 525-7656
松川町屋内ゲートボール場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	長寿福祉課 525-7656

施設の状況(令和3月8月26日～9月30日)

学習センター

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
学習センター (センター内図書室含)	一部利用制限あり	新規受付停止 既受付分は自粛要請または20時以降の利用自粛要請 図書等閲覧の停止	生涯学習課 525-3783

児童センター

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
児童センター (清水・渡利・蓬萊・東浜・野田)	一部利用制限あり	自由来館休止 ※放課後児童クラブは通常どおり	清水児童センター 559-1429 渡利児童センター 522-2564 蓬萊児童センター 549-8764 東浜児童センター 531-5601 野田児童センター 556-1332

文化・教育施設

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
市立図書館	一部利用制限あり	入館者制限あり 滞在時間制限あり 図書等閲覧の停止	市立図書館 531-6551
西口ライブラリー	一部利用制限あり	入館者制限あり 滞在時間制限あり 図書等閲覧の停止	市立図書館 531-6551
子どもライブラリー	一部利用制限あり	入館者制限あり 滞在時間制限あり 図書等閲覧の停止	市立図書館 531-6551
こむこむ館	一部利用制限あり	新規受付停止 既受付分は自粛要請または20時以降の利用自粛要請 プラネタリウム、のびのび広場の利用停止 交流コーナー等のテーブル、イスの利用停止	こむこむ館 524-3131
立子山自然の家	一部利用制限あり	新規受付停止 既受付分は自粛要請 キャンプ場、炊事場、洗い場の利用停止	立子山自然の家 597-2951
旧佐久間邸	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 一般見学者入館制限あり	旧佐久間邸 546-3948
ふくしん夢の音楽堂	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	ふくしん夢の音楽堂 531-6221
古閑裕而記念館	休館		古閑裕而記念館 531-3012
草心苑	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	草心苑 573-5061
宮畑遺跡史跡公園 (じょーもびあ宮畑)	一部利用制限あり	体験学習施設は休館 炊事棟・休憩棟は利用休止	宮畑遺跡史跡公園 573-0015
民家園	一部利用制限あり	園路散策及びトイレ利用のみ可	民家園 593-5249
写真美術館(花の写真館)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 入館者制限あり	写真美術館 563-4990
御倉邸	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	御倉邸 522-2390

施設の状況(令和3年8月26日～9月30日)

観光施設・歴史遺産

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
福島市観光案内所 (福島駅西口)	休館		福島市観光コンベンション協会 563-5554
情報ステーション (コラッセふくしま)	休館		観光交流推進室 572-5718
街なか交流館 (旧中合2階常設展示コーナー)	一部利用制限あり		商工業振興課 525-3720
古閑裕而記念館前広場休憩所 (パンプー展示)	休館		観光交流推進室 572-5718
浄土平天文台	一部利用制限あり	期間中の夜間観望(水・土)は自粛要請(20時以降)	観光交流推進室 572-5717
旧堀切邸	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	旧堀切邸 542-8188
つちゆロードパーク	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	つちゆロードパーク 0243-24-2148
UFOふれあい館	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	UFOふれあい館 562-2002
UFO物産館	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	UFO物産館 562-4711
あったか湯	一部利用制限あり	利用は20時まで	あったか湯 591-1125
中之湯	一部利用制限あり	利用は20時まで	中之湯 563-3991
土湯温泉まちおこしセンター (湯楽座)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	湯楽座 595-2217
土湯温泉観光交流センター (湯愛舞台)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで)	湯愛舞台 572-5503
波来湯	一部利用制限あり	利用は20時まで	波来湯 542-5223
飯坂温泉公衆浴場 (波来湯を除く)	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	観光交流推進室 572-5717
ふくしまスカイパーク	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	ふくしまスカイパーク 558-6880
四季の里	一部利用制限あり	利用は20時まで	四季の里 593-0101
小鳥の森	一部利用制限あり	利用者制限あり 滞在時間制限あり	小鳥の森 531-8411
水林自然林	一部利用制限あり	利用者制限あり キャンプ場利用休止	水林自然林 593-2954
もにわの湯	一部利用制限あり	利用人数制限あり 滞在時間制限あり 利用は20時まで 休憩室の使用停止	もにわの湯 596-1811
茂庭ふるさと館	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	茂庭ふるさと館 571-7701
茂庭生活歴史館	一部利用制限あり	利用人数を制限する場合あり	茂庭生活歴史館 571-7702
茂庭広瀬公園キャンプ場	一部利用制限あり	キャンプ場利用区画(50区画)の使用区画数を半数に制限 8月26日から9月30日の期間の利用について新規予約受付停止	
荒川資料室	一部利用制限あり	滞在時間制限あり 利用人数を制限する場合あり	荒川資料室 593-3525

施設の状況(令和3年8月26日～9月30日)

集会・研修施設

市外局番(024)

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
市民会館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	市民会館 535-0111
男女共同参画センター(会議室)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	男女共同参画センター 525-3784
サンライフ福島	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	サンライフ福島 553-5529
キョウワグループ・テルサホール	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	キョウワグループ・テルサ ホール 521-1500
働く婦人の家	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	ふくしん夢の音楽堂 531-6221
勤労青少年ホーム	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	ふくしん夢の音楽堂 531-6221
AOZ	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	AOZ 533-2344
東部勤労者研修センター	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	商工業振興課 525-3721
西部勤労者研修センター	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	商工業振興課 525-3721
産業交流プラザ (コラッセふくしま2階)	休館	8月1日～リニューアル工事のため休館中(R4年3月 まで)	産業交流プラザ 525-4022
産業交流プラザ (コラッセふくしま12階展望室)	一部利用制限あり	利用は20時まで	産業交流プラザ 525-4022
産業交流プラザ (コラッセふくしま3階会議室 及び企画展示室)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	福島県産業振興センター 525-4089
パルセいいざか	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	パルセいいざか 542-2121
まちなか交流施設(ふくふる)	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 利用者数の制限 フリースペースの滞在時間制限(1時間まで) フリースペースの食事利用の停止(飲み物は可)	まちなか交流施設 524-3717
いいの交流館	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	地域共創課 525-3731 飯野支所 562-2111

その他の施設

対象施設	開館状況	備考	問合せ先
市役所本庁舎9階展望ロビー	一部利用制限あり	利用は18時まで	管財課 535-1140
食品等放射能測定所	一部利用制限あり	単独館で測定制限あり	放射線モニタリングセンター 525-3210
福島駅(東口・西口)駅前広場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	交通政策課 525-3762
さんかく広場	一部利用制限あり	新規受付停止(9月30日まで) 既受付分は自粛要請(20時以降)	交通政策課 525-3762